**資料３ 　労働者向け周知様式**

※市に提出した労働環境報告書と同様のものを添えて労働者の方に周知してください。

**労働環境の確認について**

|  |  |
| --- | --- |
| ◆この契約については、蒲郡市公契約条例に基づき、受注者等から「労働環境報告書」が提出されています。  具体的には、次に定める公契約の受注者及び下請負者から「労働環境報告書」の提出を求め、労働者等がその内容を確認できるよう業務場所等に掲示、又は労働者等に書面を配布してもらいます。   |  | | --- | | １　予定価格が１億円以上の工事の請負契約  ２　予定価格が1,000万円以上（年額）の次に掲げる業務の委託に関する契約  （１）市の事務又は事業の用に供する建物及びその敷地（以下「庁舎等」という。）の清掃の業務  （２）庁舎等の警備の業務（警備業法（昭和47年法律第117号）第2条第5項に規定する機械警備業務を除く。）  （３）庁舎等の受付、電話交換又は案内の業務  （４）除草・草刈、草地・樹木管理又は草花管理の業務  （５）給食調理の業務  （６）給食配送の業務  （７）一般廃棄物・資源等収集運搬の業務  ３　指定管理料の上限額を積算する収支予算書の支出の額1,000万円以上（年額）の蒲郡市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則（平成17年蒲郡市規則第46号）第5条の規定により締結する協定のうち、公募によるもの |   ◆労働環境報告書の内容に関するお問い合わせは、蒲郡市総務部契約検査課まで。  また、労働問題に関するご相談は下記の機関にお申出ください。  ＜労働相談窓口＞  愛知県労働局豊橋労働基準監督署内　豊橋総合労働相談コーナー  豊橋市大国町111（豊橋地方合同庁舎６階）　☎　0532-81-0390 |

**＜お問い合わせ＞**

**蒲郡市総務部契約検査課契約係**

**〒443-8601　蒲郡市旭町１７番１号**

**TEL　0533-66-1178**

